

- 学齢期外の方を対象とした学び直しの場が乏しい
- 不登校児童生徒の増加

令和10年度 夜間中学・学びの多様化学校を開校

山梨県教育振興基本計画 基本理念
「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」の実現を目指す

夜間中学
学齢期を過ぎた義務教育未修了者等に学びの機会を保障する学校

学びの多様化学校
不登校児童生徒（不登校傾向も含む）に配慮した特別な教育課程の学校

1 設置の必要性

【山梨県の現状（潜在的な対象者）】

▶【夜間中学】
義務教育未就学者 885人（R2国勢調査）
最終卒業学校が小学校の者 6,742人（"）
外国人住民 21,974人（R7.12住基台帳）

▶【学びの多様化学校】
不登校児童生徒数 公立小学校 830人
公立中学校 1,425人
合 計 2,255人
（R6年度文科省調査）

【学びの機会の不足による課題】

・就労機会の制約 ・社会的自立の困難さ ・社会的孤立

【県の方針】
「誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし」の実現
➡ 夜間中学・学びの多様化学校の在り方について検討

【有識者からの意見】
[山梨県夜間中学・学びの多様化学校設置検討有識者会議]
・夜間中学、学びの多様化学校の設置が必要
・県が主体となって取り組むことが肝要

【県が設置主体になることのメリット】

・学びの場を必要とする多くのニーズに応えることが可能
・県内全域からの生徒の受け入れ可能

2 基本理念【目指す学校像】

- （１）年代、性別、国籍、取り巻く環境にかかわらず、学びたいと願うすべての人に対して、いつでも学びの扉が開かれている学校
- （２）その人らしさが尊重され、一人ひとりが大切にされる学校
- （３）わかる・できる・楽しいという学び、体験活動、人とのかかわりを通して、一人ひとりの“やってみよう”という気持ちが育まれる学校

4 学校の基本的な枠組

(1) 設置主体	県
(2) 設置形態	夜間中学に学びの多様化学校を併設
(3) 開校時期	令和10年度
(4) 設置場所	山梨県立中央高等学校内
(5) 対象生徒	【夜間中学】 山梨県内在住または在勤の学齢期を過ぎた方で、義務教育未修了者または、義務教育を十分に受けていない者 ※国籍不問 【学びの多様化学校】 山梨県内在住または県内中学校に在籍する中学生（次年度県内中学校入学予定の小学校6年生を含む）で、不登校または不登校傾向の児童生徒 ※国籍不問
(6) 学校体制（生徒数）	当面の間、次を基本とする ・各学年の生徒数は15名 ・夜間中学・学びの多様化学校それぞれの上限は45名 ・学校全体では90名

(7) 教育課程 (日課表)	日課表イメージ (日課表はイメージであり詳細については今後検討)		
	夜間中学	時間	学びの多様化学校
		15:20～16:00	0校時
		16:05～16:45	1校時
		16:50～17:30	2校時
	HR	17:30～17:40	HR
	休憩	17:40～18:00	休憩
	1校時	18:00～18:40	3校時
	2校時	18:45～19:25	4校時
	3校時	19:30～20:10	
4校時	20:15～20:55		
※学びの多様化学校の生徒には、週に2～3回0校時を実施			
(8) 入学 転入	・入学転入時期：原則4月		
	・生徒数が上限に達しない場合 夜間中学、学びの多様化学校とも、年度途中の受け入れが可能		
(9) 修業年限 在籍年限	・入学転入の手順 学校説明会→体験入学→個別面談→書類提出		
	・修業年限 夜間中学・学びの多様化学校ともに3年		
(10) 費用	・在籍年限 【夜間中学】6年 【学びの多様化学校】3年		
	授業料は無償、教科書は無償で配付		

5 開校までの主な取組

＜令和8年度＞

- ・教育課程編成 ・校名募集 ・設置条例等の改正
- ・文部科学省へ教育課程の申請（学びの多様化学校）

＜令和9年度＞

- ・校内規定策定 ・校章決定 ・教科書採択
- ・学校説明会 ・体験授業及び個人面談

＜令和10年度＞

- ・開校